

マイナンバーカードの利用について

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます。

当院では、令和4年3月28日（月）から、マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります。

- 1 マイナンバーカードを健康保険証として利用するための初回登録について
マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、マイナポータルから健康保険証利用の「初回登録」が必要です。

登録方法については、以下のマイナポータルサイトをご確認ください。

https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html

- 2 マイナンバーカードを健康保険証として利用するメリット

詳しくは、以下の厚生労働省及び政府広報オンラインサイトをご確認ください。

■厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html

■政府広報オンライン

https://gov-online.go.jp/tokusyu/mynumber2020/insurance_card/

- 3 資格確認端末の設置場所について

当院では、マイナンバーカードによる保険情報等の照会（資格確認）を行うための専用カードリーダーを2台設置します。